

## 令和8年度

中学校の保護者のみなさま

# 学校給食費の減額に関するお知らせ

小田原市教育委員会

小田原市では、市立小・中学校で学校給食を実施しています。各学校や共同調理場の栄養士が、子どもたちの心身の健全な発達のため、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を提供しています。

### ■令和8年度の学校給食費について

令和8年度は、子育て支援策の一環として給食材料費の補てんを行い、学校給食費の保護者負担を軽減（減額）しています。

### ■学校給食費（月額）

皆さまにご負担いただく学校給食費は、すべて食材購入のための費用となります。

保護者負担（令和7年度）	→	保護者負担（令和8年度）
月額 5,000 円		月額 3,300 円

$$\text{給食材料費（月額 7,062 円）} - \text{補てん額 月額 3,762 円} = \text{月額 3,300 円}$$

### ■学校給食の停止等について

以下の理由で給食を食べることができない場合は、保護者から学校へお申し出ください。

- ① 食物アレルギー等の理由で給食を食べることができない場合
- ② 長期欠席等の理由で給食を止める場合
- ③ 乳アレルギーまたは乳糖不耐症等の理由で牛乳の飲用を停止する方

#### <注意事項>

発注の関係上、お申し出から4日分（中4日、土日祝日含まない）の学校給食費は減額できません。

なお、給食を再開する場合も同様の日数が必要なため、学校への連絡はお早めをお願いします。

納付方法については、学校給食費納付額決定通知書とともに別途お知らせを送付いたします。

お問い合わせ

小田原市教育委員会 保健給食課給食係 TEL 0465-33-1694